



地域包括支援センターは、金屋と清水の2カ所で、介護予防等の相談に応じています。

最寄の事業所にご連絡ください。



32-5102
25-1269
(清水事業所)

近年、高齢者に対する虐待が増加していることから、「高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律）」が施行されました。

この法律には、虐待に気づいた人は通報の義務があることが定められており、虐待を見つけた場合は、速やかに通報することが事態の深刻化を防

ぐことにもなります。

介護の大変さや認知症に対する社会の理解を深め、住民の一人ひとりが身近な問題として関心を持ち、地域のネットワークや福祉・保健サービスなどを利用し、高齢者と介護者を支えることが虐待の予防や早期発見につながります。

高齢者虐待の類型

身体的虐待	性的虐待
<ul style="list-style-type: none"> ■平手打ちをする。刃物や器物で外傷を与える ■本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする ■無理やり食事を口に入れる ■外から鍵をかけて閉じ込める など 	<ul style="list-style-type: none"> ■排泄の失敗に対して懲罰的に裸にして放置する ■人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする ■性器を写真に撮る、スケッチをする ■性行為を強要する など
介護放棄（ネグレクト）	
<ul style="list-style-type: none"> ■入浴しておらず異臭がする、衣類や皮膚、寝具が汚れているまま放置する ■水分や食事を十分に与えられていないことで、脱水症状や栄養失調の状態にある ■徘徊や病気の状態を放置する ■本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る など 	
心理的虐待	経済的虐待
<ul style="list-style-type: none"> ■怒鳴る、ののしる、悪口を言う ■言葉や威圧的な態度で、脅したり侮辱する ■生活に必要な道具の使用を制限する ■家族や親族等との団らんから排除する など 	<ul style="list-style-type: none"> ■年金や預貯金を無断で使用する ■日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ■本人の自宅等を本人無断で売却する ■医療、介護サービスに必要な費用を支払わない など

高齢者虐待は誰にでも起こりえる問題です。虐待している側もされている側も気づきにくいという盲点もあります。

「これって虐待かな？」と感じた時は有田川町役場長寿支援課または地域包括支援センターへご相談ください。匿名でのご相談もできます。



ぴありんくる

■日時 3月18日(月)
10:30～12:00頃
■場所 金屋文化保健センター



『ぴありんくる』は、認知症の方を介護している家族さんと本人さんの集まりの場です。